

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について
(「喫煙所について」)

(中間答申案)

令和4年 月

大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

大阪市の路上喫煙対策は、平成 19 年 4 月 1 日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区に指定して以降、令和 4 年 9 月 1 日の堂島公園周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）の指定まで、これまで 6 地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000 円）を行っている。

一方、平成 20 年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

また、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を 3 年後に控え、大阪への来訪者の増加を見据えて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題であり、禁止地区の拡大を求める市民からの意見も数多く寄せられている。

そのような状況の中、当委員会に対して、令和 4 年 7 月 13 日に、大阪市長から「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について、諮問された。

改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢の大きな変化に伴い、この間、路上喫煙対策の強化を求める声が多く寄せられている状況などを踏まえ、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取り組んでいく方向性については、一定理解できるものである。

今回の諮問について、当委員会は、これまでから審議し、提言してきた考え方を基本としながら、市内全域における路上喫煙禁止については、喫煙者・非喫煙者が共存するための場所、マナーを守った喫煙のための場所の確保が優先事項であるとの観点から、喫煙所（喫煙設備）の整備に関わっては、設置場所の事前調整や設計等、一定の期間を要することを鑑み、諮問を受けて以降、優先して集中的に審議を行い、このたび、喫煙所の考え方にかかる審議

結果について、答申するものである。

市内全域の路上喫煙禁止については、罰則である過料徴収も伴うことから、喫煙者に対する配慮も必要であり、限られた期間で一定数の喫煙所（喫煙設備）の整備を行うにあたっては、行政だけでなく民間事業者にも積極的に協力をいただきながら、官民が連携して、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備を進めることを期待する。

1 喫煙所の確保について

喫煙所（喫煙設備）については、当委員会において、これまでに幾度も議論を重ねてきたところであり、平成 25 年 6 月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、P R 効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言している。

また、先日の「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）についての答申においても、「喫煙所（喫煙設備）については、厚生労働省の『屋外分煙施設の技術的留意事項』に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものであることを強く求める。」と提言している。

これまでは、禁止地区 6 地域に限って、違反者へ過料を適用してきたところ、今後、市内全域の路上喫煙を禁止し、違反者に過料も適用していくのであれば、喫煙者に対して、これまで以上の制限を設けることになる。市内全域の路上喫煙を禁止する場合、『マナーを守った喫煙』のためには、市域に見合った、相当数の喫煙所の確保が必要と考える。

まずは全体の整備計画を策定の上、行政側で、条例改正等に先行して積極的に設置を進めるべきと考える。

喫煙所の整備については、鉄道駅の乗降客数や昼間人口、路上喫煙の状況を調査しながら、関係局と区で連携しながら検討することであるが、これまでの禁止地区の指定やマナーエリア団体の活動等の取組みと同様に、関係局と区が一体となって取り組まれるとともに、

喫煙所（喫煙設備）が持つ効果的な啓発機能、PR機能を鑑みて、全ての区に喫煙所を整備されたい。

先行して区域全域の路上喫煙禁止を進めてきた東京都区部における喫煙所確保の取組みを踏まえて、助成制度を創設して、民間の管理場所においても喫煙所（喫煙設備）の確保を進める点については、分煙環境の整備を促進し、路上喫煙を防止する観点から評価できると考える。民間事業者による設置については、事業者の工夫により効率的な設置・維持管理が期待できるというメリットもあるため、公設置と合わせた市全体の整備計画に沿った配置が効果的なものとなるよう、助成制度の設計や運用において適宜確認されたい。

また、喫煙所（喫煙設備）については、公園や道路といった市の所有地が重要な設置場所になると考えられるが、周辺を通行される方はもちろん、特に子どもに対する受動喫煙に十分配慮して、設置場所を確保するよう強く求める。

人流を考慮すれば、駅周辺において路上喫煙対策を講じる必要性が高いと考えられるが、特に中心部では、喫煙所設置場所を確保するのが非常に困難な状況がみられる。例えば、駅周辺の広場や駅舎から路上に出るまでの民間の管理地や施設で喫煙所が確保できれば、路上喫煙の防止効果が高いと考えられるので、鉄道事業者等に対しても協力を求めるなど、対策が必要な場所に応じて関係者と連携して検討されたい。

また、たばこ販売店やコンビニエンスストアに設置された灰皿周辺で喫煙される方も多く、市へも対策を求める広聴が寄せられている状況がみられるため、たばこを販売している事業者に対しても、積極的に助成制度を周知するなど、喫煙所設置について協力を求められたい。

いずれの場合においても、路上喫煙対策として、市が喫煙所設置を進めるべきところを、民間にも設置協力を求めていくことになるので、喫煙所の確保について、民間事業者に事業目的を十分に理解いただくとともに、設置費や維持管理費の助成、設置場所の周知を連携して行う等、事業者から協力が得やすい進め方を検討されたい。

2 「指定喫煙所の整備にかかる指針」について

喫煙所（喫煙設備）を確保するために「大阪市指定喫煙所整備にかかる指針」を策定し、

各喫煙所の形態に応じた基準を整備方針として示して、市が自ら喫煙所（喫煙設備）を整備するとともに、民間事業者に対し、喫煙所（喫煙設備）の整備を促すことは、市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保に有効であり、喫煙所（喫煙設備）の具体的な整備に繋がると考える。

民間への助成については、限られた期間で、一定数の喫煙所を確保するためには有効な手段であり、事業者に分かりやすく、積極的に活用できる制度となるよう、仕組みを十分検討するとともに、周知を効率的に行い、助成制度が十分に機能するよう取り組まれない。

さらに、喫煙所（喫煙設備）の新設だけでなく、既存施設の改修についても、助成対象とすることが、コストの抑制、整備期間の短縮に繋がると考える。

また、民間事業者が設置する喫煙所（喫煙設備）の維持管理費についても、他都市の事例を研究するとともに、喫煙所（喫煙設備）が一定の期間継続して運営可能となるような制度構築についても検討するよう求める。

また、市の喫煙所と併せて、民間事業者の喫煙所（喫煙設備）を指定喫煙所として指定し、その場所を市民に周知することにより、市内全域における路上喫煙が実効性のあるものとなるよう強く求める。

なお、喫煙所（喫煙設備）の整備にあたって、近隣住民等からの理解を得ることは重要であり、喫煙所（喫煙設備）は、喫煙者だけのためではなく、分煙環境の整備により望まない受動喫煙を避けることができることを、市として責任を持って説明することが重要である。

3 「公設喫煙所設置基準」について

大阪市が自ら喫煙所（喫煙設備）を整備するために、設置場所の考え方や、整備内容の判断基準を「大阪市公設喫煙所設置基準基準」として定め、閉鎖型喫煙所を基本に整備を進めていくことは、これまでの禁止地区指定の際のパブリック・コメントをはじめ、市民の方から寄せられた喫煙所周辺における受動喫煙に対する意見を配慮したものとして評価できる。

また、設置場所についても具体的な事例が掲げられており、特に駅周辺については、喫煙者からの需要が高い場所であるとともに、路上喫煙に関する広聴が日常的に寄せられる場所

でもあることから、鉄道事業者等と十分連携して進められたい。

なお、閉鎖型喫煙所の整備にあたっては、道路上への設置の可能性について、公設喫煙所の公益性や公衆衛生の観点から関係法令上の整理を行うことを強く求める。

4 民間喫煙所整備費等の助成について

「3.『指定喫煙所の整備にかかる指針』について」においても助成について触れたが、民間への助成については、閉鎖型喫煙所や屋内喫煙所だけでなく開放型喫煙所についても「指針」に沿うものであれば、助成対象とすることが喫煙所整備の促進に繋がるものと考え

る。

また、喫煙所の整備に対して、民間事業者に積極的な参画を求めるには、費用の助成だけではなく、明確なインセンティブやメリットが必要と考えられる。喫煙所の整備など路上喫煙対策に取り組むことがSDGsの目標達成に貢献することになることを、市として積極的に発信し、民間事業者が喫煙所の整備など路上喫煙対策を通じて社会貢献を行っている認識を持てるよう取組みの進め方について工夫を求める。

5 その他

各地域には、住宅地や商業地、観光地など特性があり、各区の昼間人口にも大きな差がある。また、具体的な喫煙所の設置場所として駅周辺が挙げられているが、乗降客数についても駅により大きな隔りがある。

そのような状況の中で、一律の基準をもって喫煙所の配置を行うのは、非常に難しいと考えられる。

また、限られた期間で喫煙所（喫煙設備）の整備を行うには、優先していくべき地域を明確にし、地域ごとに濃淡をつけた整備についても検討が必要であると考ええる。

そのため、喫煙所の設置場所の決定については、地域の実情を把握している各区の意見を踏まえて総合的に判断を行うことが求められると考ええる。

また、喫煙所設置の適切な配置は、まちづくりの状況、人の流れ、路上喫煙の状況、喫煙

にかかる社会状況の変化などによって左右されるため、喫煙所設置後もしっかりと検証を継続されたい。

「市内全域における路上喫煙禁止にかかる考え方」については、引き続き、当委員会で審議していくこととなるが、「市内全域における路上喫煙禁止」を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民や関係者の理解や協力が不可欠である。そのため、大阪市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取組みを進めていることについて、積極的に市民や関係者へ周知、広報を行うよう求める。

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るためにも、「市内全域における路上喫煙禁止」は、安全・安心できれいなまちづくりの推進につながり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちに好印象をもってもらえるものと期待している。

「市内全域における路上喫煙禁止」を実効あるものとするため、分煙環境を整えるための喫煙所（喫煙設備）の整備は非常に重要な課題であり、大阪市の関係部局と区役所が連携を密にして取組みを推進するとともに、市民の参画や事業者と連携した取組みを一層推進することを希望する。

大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和4年	7月	13日（水）	第39回 委員会（諮問）
	8月	3日（水）	第40回 委員会
	9月	13日（火）	第41回 委員会

参考資料 1：他都市の喫煙所助成要件等

※助成を実施している各都市における要件等は、以下のとおり。

	開設時間	面積と収容人数	近隣住民等の理解	喫煙所の仕様		
				屋外		屋内
				コンテナ型	パーティション型	
千代田区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	6.6㎡以上	要	○	—	○
渋谷区	なし	なし	不要	○	—	○
港区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上、3 名以上	不要	○	—	○
世田谷区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	なし	不要	○	○	○
豊島区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上、4 名以上	要	○	○	○
新宿区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上	不要	○	○	○
文京区	なし	なし	要	—	—	○
台東区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上、3 名以上	不要	○	—	○
中央区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上	不要	○	—	○
大田区	なし	6 ㎡以上、4 人以上	要	○	○	○
杉並区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上	不要	○	○	○
北区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	なし	要	○	—	○
墨田区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	5 ㎡以上、4 名以上	要	○	○	○
品川区	なし	5 ㎡以上	不要	○	—	○
目黒区	なし	5 ㎡以上	要	○	—	○
荒川区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	なし	要	○	○	○
板橋区	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	なし	要	○	—	○
名古屋市	概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上運営	なし	不要	○	○	—

参考資料 2（再掲）：他都市における喫煙所設置等にかかる助成制度について

			東京都											政令市	
			千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区	大田区	杉並区	北区	名古屋市
制定年月			H21.7	R2.7.1	H25.4	H30.4	R4.4	R1.9	H29.4	R4.4	R2.4	H31.4	R2.4.1	R2.11	R2.9
助成 対象	屋外	コンテナ型	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
		パーティ ション型	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○
	屋内		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
助成 内容	設置	上限額 (円)	700万	300万	コ 1000万 ※内40～100万円	300万	400万	コ パ 1000万 600万	400万	500万	1000万	コ パ 1000万 600万	400万	400万	300万
		助成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		継続期間（年）	5	5	5	5	5	コ パ 5 10	5	5	5	5	5	5	5
	維持 管理	上限額 (円)	2 6 4 万/年	10万/月	144万/年 (72万/年) *	—	—	—	60万/年	90万/年	120万/年	60万/年	—	60万/年	—
		助成率	賃料100% その他80%	100%	100%	—	—	—	100%	100%	100%	50%	—	100%	—
		継続期間（年）	設置期間内	設置期間内	10	—	—	—	5	5	設置期間内	3	—	5	—
	継続期間 後の更新	上限額 (円)	300万	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		助成率	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助成件数			58	1	37	15	0	5	4	0	8	2	1	2	7
路上喫煙禁止 の状況		禁煙区域 の範囲	指定地区 (全域)	全域	全域	全域	全域	全域 (通路のみ)	全域	朝7時～9時全域 禁止 歩行喫煙は全域 禁止	たばこルールで 禁止 歩行喫煙は全域 禁止	指定地区 (全域努力義務)	指定地区 (全域努力義務)	指定地区 歩行喫煙は全面 禁止	指定地区 (全域努力義務)
		過料等	2000円	2000円	なし	なし	なし	なし	氏名公表	なし	氏名公表	適応なし	2000円	指定地区 適応なし	2000円

参考資料 3（再掲）：区域全域を路上喫煙禁止としている都市一覧

※各都市の条例により、区域全域において路上喫煙禁止を実施している都市は、東京都区部で9区、市町村では2都市確認しています。

	東京都									神奈川県	大阪府
	千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区	大和市	四條畷市
条例名	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例	世田谷区環境美化等に関する条例	豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例	東京都台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例	中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例 中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例	大和市路上喫煙の防止に関する条例	四條畷市受動喫煙防止条例
過料金額（円）	2000	2000	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2000	1000
										重点地区のみ	重点地区のみ
条例施行	H14.6.25	H15.8	H9.10.3	H16.4改正	H9.10.30	H9.4.1	H21.4.1	H10.4.1	H16.6.1	H20.10.1	R1.10.1
過料件数	※H14年度 2583	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
全面禁煙	H22.4.1	H31.4	H26.7.1	H30.10.1	H23.5.30	H17.8.1	R2.7.1	R3.4.1	R2.7.1	R3.4.1	
過料件数	※H22年度 5684	約3250	—	—	—	—	—	—	—	0	0
区営喫煙所	5	9	44	27	2	7	2	19	17	0	13
喫煙所	58（助成）	1（助成）	37（助成）屋内	15（助成）	0（助成）	5（助成）	4（助成）	0（助成）	8（助成）	0	0
加熱式	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象	対象	対象	対象	対象
その他		1万㎡以上の建物は設置義務有 12か所 その他指定喫煙所 10か所	港区開発事業にかかる定住促進指導要綱に基づく18か所（屋内）	ポイ捨てのみ罰則 区営には灰皿設置のみ含む	ポイ捨てのみ罰則	ポイ捨てのみ罰則 （道路のみ禁止）	勧告一公表	7時～9時禁止 歩行喫煙は常時禁止	勧告一公表 民間指定喫煙所 26か所（助成8含む）	昨年度6か所の喫煙所を撤去	勧告に従わない場合、罰則の適用

参考資料 4：喫煙所を撤去した神奈川県大和市の事例

○ 路上喫煙対策の状況

- ・ 令和 3 年 4 月 1 日、条例改正により市内全域路上喫煙禁止（加熱式たばこ対象） 罰則：過料2,000円（条例改正前 1 件、改正後の過料徴収実績なし。）
- ・ 大和駅・中央林間駅の 2 駅周辺を重点禁止区域とし、指導に従わない場合に過料徴収
- ・ 市内の駅 8 か所周辺の巡回指導を実施（職員 4 名（うち 2 名警察OB））
- ・ 5 駅周辺、6 か所に設置していた公設喫煙所は、人通りが多く受動喫煙の機会を軽減させることが困難なため、令和 3 年 6 月にすべて撤去

○ 喫煙所撤去による影響

- ・ 喫煙者からは苦情が寄せられている。

○ 概 況

面積：27.06km² 人口：241,558人（令和 4 年 3 月時点）
昼間人口：196,370人 昼間人口比率：約0.81 < 1